

一般社団法人 文化財保存修復学会 会員規則

制定2013. 5. 30

改訂2016. 5. 30

改訂2017. 12. 19

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人文化財保存修復学会（以下「当学会」という。）の会員の入・退会、会費等会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 正会員、賛助会員、学生会員、名誉会員として入会しようとする者は、別紙様式1の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

2 当学会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) 当学会の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(2) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、別紙様式2 入会決定可否通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 賛助会員に、一般の個人又は団体からなる賛助会員と、教育機関等の団体からなる賛助会員アカデミックの種別を置く。

5 学生会員については学生会員規則に定める。

6 前3項の規則にかかわらず、定款第9条第2号の規則により、名誉会員の入会については、理事会が社員総会に推薦し、総会の承認を受けた後、本人に通知し、本人の承諾をもって入会することができるものとする。

(会員資格の発生)

第3条 会員資格は、理事会の承認があった日から発生する。

(会費)

第4条 会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。

種別年額

正会員 8,000 円

賛助会員1口10,000円を3口以上、賛助会員アカデミックについては1口以上

学生会員 5,000 円

名誉会員 0 円

2 会費の納入は年1回とし、1年分を前納するものとする。

3 事業年度の途中で入会した者の会費は、前項の金額を全額納付とする。

4 学生会員の身分は毎年確認する。

5 未納会費があつて支払い義務のある会員に対して、理事会は、当該年度に3回程度、会費徴収の督促ができる。

6 大災害があつた場合等には、理事会の承認を経て、一定の期間、一部の会員の会費を減額することができる。

(会員の権利) 第5条 会員は、当学会の学会誌『文化財保存修復学会誌』を受領でき、会報『通信』を閲覧できる。また、『文化財保存修復学会誌』への論文投稿、通信への投稿、研究会・セミナー・シンポジウム等への参加および大会での研究報告申込みの資格を有する。ただし賛助会員については、団体としての投稿・発表申込みは制限することがある。

2 大会での研究報告の申し込み件数は、会場規模および日程の制限から、会員1名あたりの発表件数を制限することがある。

3 前年度までの未納会費のある会員に対しては、未納の間、大会発表できる権利を一時的に停止する。

4 前年度の会費が未納の場合、新年度の大会以降に発行の文化財保存修復学会誌の配布を停止する。

5 賛助会員については、学会活動への協力を明示するため、学会ホームページに団体名および連絡先住所を掲載することができる。

(会員名簿)

第6条 理事長は、会務を適正、円滑に執行するため、会員名簿を作成し事務局に備え置き、適切に管理しなければならない。

2 会員名簿は会員種別ごとに整理する。

3 理事長はその記載事項に変更があった場合にはすみやかに調整するものとする。

(届出内容の変更)

第6条 会員は、第2条第1項の入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式3の変更届を理事長に提出しなければならない。

(休会)

第7条 会員は、海外赴任や長期療養など会員の権利を正当に行使できないことが明らかな場合、事務所に届け出て、最大3年間まで休会することができる。休会している期間については会費の納入を免除され、第5条に記す会員の権利は停止される。

(退会)

第8条 会員は、別紙様式4の退会届を事務局に提出し、未納の会費がない場合、理事会の承認を経て退会することができる。会員が既に納入した会費は返還しない。ただし1年分を超えて前納している場合には、1年分を超える部分を返還する。

(除名)

第9条 会長は、定款第13条の規則により会員を除名したときは、当該会員であった者に別紙様式5の除名通知書を送付しなければならない。

(変更)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議によって変更することができる。

(細則) 第11条 この規則において定めるもののほか、必要な事項については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。